

事業所の皆さまへ

毎月勤労統計調査の準備のための調査のお願い

厚生労働省
都道府県

この度、この地域が、毎月勤労統計調査の調査区に指定され、統計調査員が貴事業所にお伺いして、準備のための調査をさせていただくことになりました。お忙しいところ誠に恐縮ですが、統計調査員がお尋ねする内容にお答えくださいますようお願い申し上げます。

毎月勤労統計調査とは？

我が国の労働者の賃金、労働時間、雇用の変動を明らかにするための調査です。

大正時代に端を発し、昭和22年に「統計法」が制定されると「指定統計調査」と、平成21年に改正統計法が施行されると「**基幹統計調査**」とされ現在にいたります。

※基幹統計調査は国の重要な統計を作成するための調査として、調査に回答しなければならない一方、秘密の保護について厳しく規定されています。

準備のための調査とは？

毎月勤労統計調査では、まず、指定した地域の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿作成のために、統計調査員が貴事業所にお伺いして、事業活動の内容、労働者数などをお尋ねします。

この名簿は、調査の対象となる事業所を選び出すためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。正しい統計結果を出すために、まず、事業所の名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問にありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

※統計調査員は、知事が任命した公務員であり、調べたことがらについて、他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

裏面もお読み下さい。

〈名〉

調査対象の範囲は？

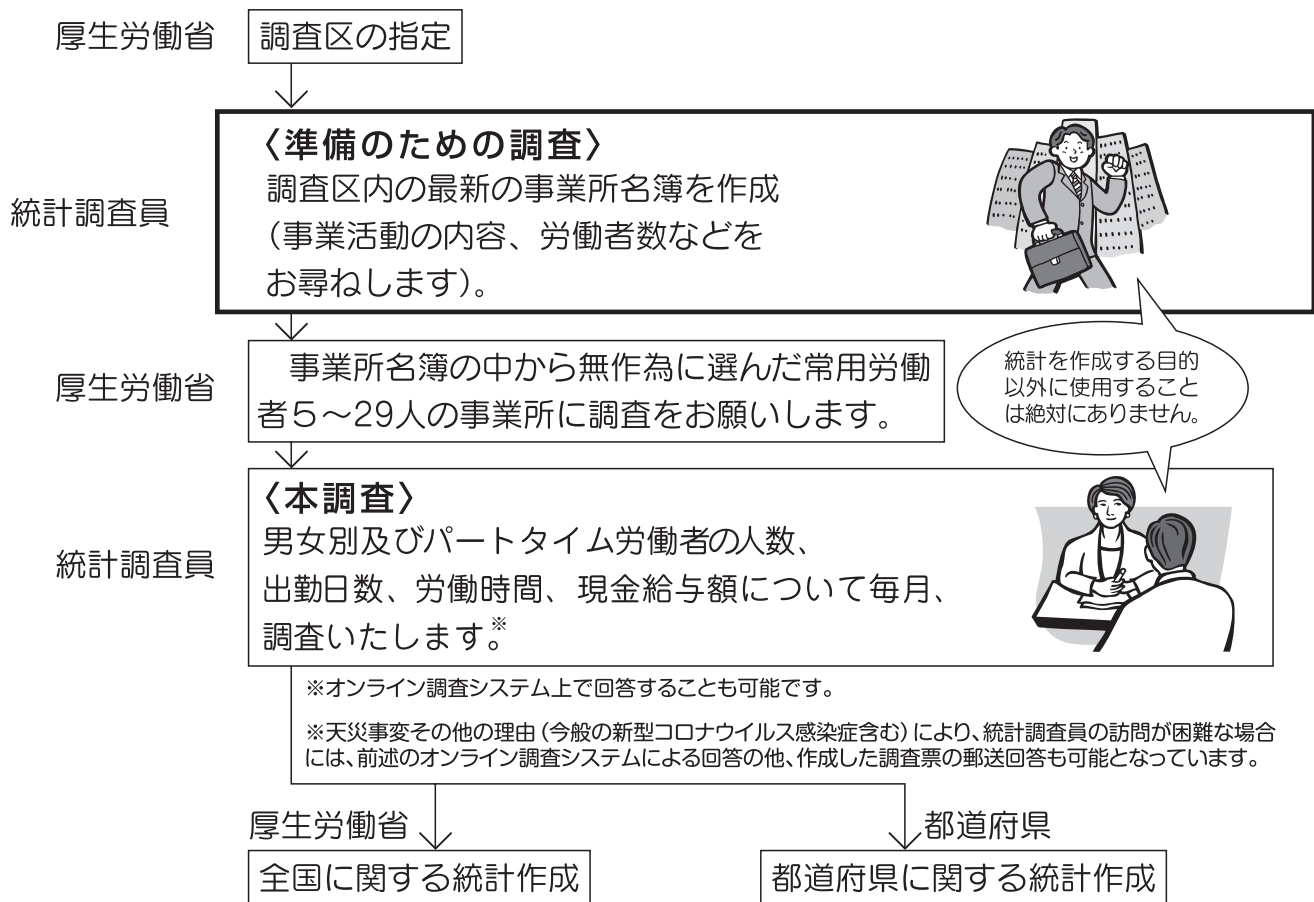
対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス、外国公務及び一般公務を除く事業所です。常用労働者（パートを含む）を5人以上雇用されている事業所には毎月、1～4人を雇用されている事業所には年に1度調査にご回答いただいています。

調査結果はこんなことに利用されています

調査の結果は、インターネット、新聞等に取り上げられるだけでなく、労働経済の分析や国民所得を推計する資料、雇用保険法に基づく基本手当日額、労働基準法に基づく休業補償額を改訂するための、法定資料としても使用されています。

さらに、IMF、ILO、OECDなど海外でも利用されており、日本と諸外国を比較した数値の多くは、毎月勤労統計調査の結果を利用したものです。

調 査 の 流 れ



ご不明な点等がありましたら、ご遠慮なく次までご連絡ください。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関すること)内線7605～7607
(調査の企画に関すること)内線7609,7610

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7.雇用 → 毎月勤労統計調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>